

公立大学法人高崎経済大学基本規則

平成23年度

規程第3号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人高崎経済大学定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する高崎経済大学（以下「本学」という。）の基本となる事項に関し、必要な事項を定める。

(中期目標及び中期計画)

第2条 法人は、高崎市長が定めた中期目標に基づき中期計画を作成し、高崎市長の認可を受ける。

2 法人は、前項の認可を受けたときは、その中期計画の公表を行う。

(年度計画)

第3条 法人は、中期計画に基づき年度計画を定め、これを高崎市長に届け出るとともに、公表を行う。

(業務の実績に関する評価)

第4条 法人は、各事業年度における業務の実績、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績について高崎市に置かれる公立大学法人評価委員会の評価を受けるものとする。

2 法人は、前項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況の公表を行う。

(自己点検評価等)

第5条 法人は、教育研究水準の向上を図り、法人の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果の公表を行う。

2 法人は、前項の点検及び評価に加え、本学における教育研究活動等の状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動等の状況の公表)

第6条 法人は、教育研究活動等の状況について、ホームページ又は刊行物等への掲載その他広く周知を図ることができる方法により、情報の公表を行うものとする。

2 前項の公表に関し必要な事項は、別に定める。

(人権擁護)

第7条 法人は、学生及び職員の人権が守られた勉学、職場環境の醸成に努める。

2 人権擁護に関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流の推進)

第8条 法人は、学生及び職員による国際交流を推進する。

2 国際交流の推進に関し必要な事項は、別に定める。

(ファカルティ・ディベロップメント活動)

第9条 法人は、授業の内容及び方法の改善等を図るため、組織的な研修及び研究の実施を通じたファカルティ・ディベロップメント活動（以下、「FD活動」という。）を推進する。

2 FD活動に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 法人組織

(職員)

第10条 法人に、教授、准教授、講師及び事務職員を置く。

2 前項に定める職員のほか、助教、助手その他必要な職員を置くことができる。

3 前各項に規定する職員に関し必要な事項は、別に定める。

(理事会)

第11条 削除

(経営審議会)

第12条 削除

(教育研究審議会)

第13条 削除

(学長選考会議)

第14条 削除

(衛生委員会)

第15条 法人に、労働安全衛生に関する事項を検討・実施するため、衛生委員会を置く。

2 衛生委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第16条 法人に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 大学組織

(事務所)

第17条 本学に定款第5条の規定に基づき、次の所在地に事務所を置く。

高崎市上並榎町1300番地

(学部、学科)

第18条 本学に次の学部及び学科を置く。

経済学部 経済学科

経営学科

国際学科

地域政策学部 地域政策学科

地域づくり学科

観光政策学科

2 学部及び学科に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第19条 本学に、大学院を置き、次の研究科を置く。

地域政策研究科 地域政策専攻 博士前期課程、博士後期課程

経済・経営研究科 現代社会経済システム専攻 博士前期課程

現代経営ビジネス専攻 博士前期課程

現代経済経営研究専攻 博士後期課程

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(学生部)

第20条 本学に、学生の修学及び生活上の指導、助言及び支援並びに学生の賞罰の審査を行うため、学生部を置く。

2 学生部に関し必要な事項は、別に定める。

(教育環境整備室)

第21条 削除

(知の拠点化推進室)

第22条 本学に、グローバル化への対応及び地域における知の拠点としての機能の

發揮を目的として、全学的かつ戦略的な視点から本学の研究機関及び専任教員等の調査研究を支援するため、知の拠点化推進室を置く。

2 知の拠点化推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(広報室)

第23条 本学に、戦略的、計画的な広報活動を行うため、及び入学生確保のための諸施策を実施するため、広報室を置く。

2 広報室に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第24条 本学に、学術情報の総合的運用を行うとともに、これらの学外への開放を効果的に行うため、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(情報基盤センター)

第25条 本学に、情報基盤の整備推進及び管理運営のため、情報基盤センターを置く。

2 情報基盤センターに関し必要な事項は、別に定める。

(国際交流センター)

第26条 本学に、国際交流を推進するため、国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに関し必要な事項は、別に定める。

(キャリア支援センター)

第27条 本学に、学生のキャリア形成及び就職を支援するため、キャリア支援センターを置く。

2 キャリア支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

(基礎教育センター)

第27条の2 本学に、基礎教育科目にかかる教育の適切な実施を図るため、基礎教育センターを置く。

2 基礎教育センターに関し必要な事項は、別に定める。

(地域科学研究所)

第28条 本学に、社会科学・人文科学を基礎とする教員の共同学術研究を推進するとともに、高崎市をはじめ地域における諸課題を研究し、広く交流することを通して地域社会の発展に貢献するため、地域科学研究所を置く。

2 地域科学研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(学長の職務並びに副学長の設置及び職務)

第29条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 本学に、副学長を置く。

3 副学長は、学長を補佐し、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(組織の長)

第30条 本学の次の組織に次の長を置く。

(1) 学部 学部長

(2) 研究科 研究科長

(3) 学生部 学生部長

(4) 知の拠点化推進室 知の拠点化推進室長

(5) 広報室 広報室長

(6) 図書館 図書館長

(7) 情報基盤センター 情報基盤センター長

(8) 国際交流センター 国際交流センター長

(9) キャリア支援センター キャリア支援センター長

(10) 基礎教育センター 基礎教育センター長

(11) 地域科学研究所 地域科学研究所長

2 前項各号の長に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長補佐等)

第31条 次の組織に、次の職を置く。

(1) 学部 教務担当学部長補佐・入試担当学部長補佐

(2) 学科 学科長

(3) 学生部 学生部長補佐

(4) 基礎教育センター 基礎教育センター長補佐

2 前項各号の職に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会及び研究科委員会)

第32条 学部に教授会を置く。

2 大学院研究科に研究科委員会を置く。

3 教授会及び研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第33条 本学に大学の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第34条 本学に、学長、副学長及び教授として勤務し、かつ、退職した者で教育上又は学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 その他

(委任)

第35条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第36条 この規則の改廃は、経営審議会及び教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月16日第40号)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月19日第20号)

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月18日第16号)

この改正は、平成27年12月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年1月18日第20号)

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月8日第2号)

この改正は、平成30年8月8日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 1 2 日第 1 8 号）

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 1 1 日第 2 1 号）

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。